

# 長万部町特定事業主行動計画

平成28年1月1日

長万部町長  
長万部町議会議長  
長万部町教育委員会  
長万部町選挙管理委員会  
長万部町代表監査委員  
長万部町農業委員会

## I 総論

### 1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づきそれぞれの行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とする。

### 2 計画期間

平成28年1月1日から平成32年3月31日まで

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、職員に対する制度周知、情報提供等を実施する。
- ② 仕事と子育ての両立等についての相談、情報提供を行う担当窓口を総務課総務係として推進を図る。
- ③ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ④ 本計画の実施状況については、各年度を目標に職員のニーズを把握し、その内容を踏まえた対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇・時間外勤務の制限等の各種制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。

④ 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

○ 子どもの出生時における父親の特別休暇について周知徹底を図るとともに、年次休暇を含めた休暇取得を促進する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び育児短時間勤務又は部分休業制度等の周知

① 育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

② 育児休業等の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

イ 育児休業及び育児短時間勤務又は部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

① 育児休業等の取得の申し出があった場合、必要に応じた業務分担の見直しを行う。

② 課長会議等の場において、定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

① 育児休業中の職員に対して、職場復帰に向けて必要となる情報や職場の動き等に関する情報を提供する。

② 職場復帰した職員に対する積極的な支援策（OJT研修、事務分担の見直し等）を実施する。

エ 育児休業に伴う臨時の任用制度の活用

○ 課等の内部の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時の任用制度の活用による適切な代替要因の確保を図る。

オ その他

○ 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育所送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

◎ 育児休業等の取得率を、男性10%、女性80%を目標とする。

（目標達成年度；平成32年度）

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤

## 務の制限の制度の周知

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。
- ② 3歳未満の子どもを養育する職員の時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

### イ 事務の簡素合理化及び時間外勤務の縮減の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ② 周知・連絡等については、極力電子メール、電子掲示板を活用する。
- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
- ④ 各課等ごとの時間外勤務の状況、定時退庁ができない職員が多い部署を総務課で把握し、時間外勤務の多い職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起及び定時退庁の促進を図る。
- ⑤ 時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

### (5) 休暇の取得の推進

#### ア 年次休暇の取得の推進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数（10日以上）を設定し、その確実な実行を図る。
- ② 課長等に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ③ 各課ごとの取得状況を総務課で把握し、取得率が低い職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起を行う。
- ④ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

#### イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月・金と休日を組み合わせたり、国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
- ② 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
- ③ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日や子どもに関する行事等における年次休暇の取得促進を図る。
- ④ ゴールデンウィーク、年末年始、お盆期間における公式会議の自粛を行う。

⑤ 子供の予防接種実施日や授業参観日等における年次休暇の取得促進を図る。

◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年比で10%増加させる。

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

○ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

○ 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に対する職員の積極的な参加を支援する。

② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

③ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

○ 交通事故予防について綱紀肃正通知による呼びかけを実施する。

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

○ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

○ 運動会等のレクレーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。